

3月号（474号）

AのBに対する貸付債権（600万円）を担保するために、Bから委託を受けたC・Dが連帯保証人となり、さらにC所有の甲土地（評価額300万円）およびE所有の乙土地（評価額200万円）に抵当権が設定され、登記を了した（Cは保証人と物上保証人を兼ねる）。その後、履行遅滞に陥ったBの債務相当額全額（600万円）を、保証債務の履行として支払ったDは、BおよびCに対してどのような権利を行使できるか。平成29年改正民法を前提に考えなさい。

2月号（473号）

X社は、A社へ送金すべきところ、誤ってY信用金庫のA組名義の普通預金口座（本件口座）に振込みを行った（本件誤振込み）。Aは、この振込みの2年半ほど前に、A組からの会社分割により設立された株式会社であるが、この会社分割により、Aは、A組の債務については責に任じない一方、A組の主たる事業に関する権利関係や人的物的設備のほぼすべてを承継した。この時点で、A組は債務超過の状態にあり、任意整理を行う旨の通知があったため、Yは、A組の口座について支払差止めの設定をし、その後本件口座への入金、本件誤振込みまでの間ほとんどなかった。本件誤振込みは、本件口座に支払差止めの設定がされていたため、本件口座に自動入金されず、一旦Yの別段預金口に入金された。Yの担当者は、AおよびA組の経緯を知っており、本件振込みが誤振込みである可能性を認識したが、特段確認等を行うことなく、A組の口座の支払差止めの設定を一時的に解除して、本件振込みを完了させ、直ちに、本件誤振込みを含むA組の預金払戻請求権とYのA組に対する貸付債権とを対等額で相殺した。まもなくして、Xの担当者が誤振込みに気づき、Yに、誤振込みであるから返金してほしい旨伝えたが、Yからは、すでに取引が成立しているので返金には応じられない旨の回答があった。そこで、XはYに対して本件誤振込金額相当額の不当利得返還請求を行った。認められるだろうか。

1 月号（472 号）

骨董収集を趣味とする A は、日頃から取引のある骨董商 B の店を訪れた際、萩焼の抹茶茶碗（甲）が置かれているのを目にとめ、B に尋ねたところ、これは約 30 年前に亡くなった人間国宝 S の作であり、日本有数の美術品愛好家の家から出た物であるから間違いないとの説明を受けたため、甲を 300 万円（S の作品であった場合の時価相当額）で購入し、代金の支払および甲の引渡しを終えた。ところがその後、A が依頼した鑑定の結果、甲が収められていた桐箱は本物だったが、甲そのものは、ごく最近作られた贋作であり、来歴も誤りであることが判明した（贋作のため、市場価値はほとんどない）。A は、B に対して、どのような主張が可能だろうか。平成 29 年改正民法を前提に考えなさい。

12月号（471号）

A は、B 工務店との間で、A 所有の甲土地上に建物を建築することを目的とする請負契約を締結した。以下の各場合に、A・B 間の法律関係はどうか（現実的ではないが、A・B 間の請負契約には民法の規定と異なる特約はなかったものとする）。

（問い1）建築中の建物が火災により全焼した場合。工期内に建て直すことが可能な場合と不可能な場合とに分けて考えること。

（問い2）建物が完成後引渡し前に火災により全焼した場合。

11月号（470号）

A（36歳）の子である女兒B（9歳）が道路で遊んでおり、Aもそれを認識しながら放置していたところ、C会社に雇用されているD（30歳）が私用に運転していたC社の自動車にBがはねられて、負傷した。Bのケガそのものは、3か月の入院により完治したが、この事故により、容貌に重大な傷害が残った。事故当時、Dは、カーナビの操作に気をとられて前方不注意の状態にあったために、車道に飛び出してきたBに気付くことができなかった。また、Dは、C社の運転手であり、私用に用いることは内規により禁じられていたが、自動車および鍵を自由に持ち出せる状態にあった。上記の事実関係のもとにおいて、次の問いに答えなさい（自賠法は考慮しなくてよい）。

（問い1）Bは、C社およびDに対してどのような請求ができるか。

（問い2）Aは、C社およびDに対してどのような請求ができるか。

10 月号（469 号）

次の各場合に、法定地上権は成立するか。

（問い 1）A は、自己の所有する甲土地に G のための 1 番抵当権を設定したが、甲土地には息子 B の所有する乙建物が建っていた。その後、A が死亡し、B が甲土地を単独で相続し、甲土地に H のための 2 番抵当権を設定した。G が抵当権を実行した。

（問い 2）B は、父 A の所有する甲土地上に建つ B 所有の乙建物に G のための 1 番抵当権を設定した。その後、A が死亡し、B が甲土地を単独で相続し、乙建物に H のための 2 番抵当権を設定した。G が抵当権を実行した。

（問い 3）A は、自己の所有する甲土地に G のための 1 番抵当権を設定したが、甲土地には息子 B の所有する乙建物が建っていた。その後、A が死亡し、B が甲土地を単独で相続し、甲土地に H のための 2 番抵当権を設定した。1 番抵当権が合意解除により消滅した後に、H が抵当権を実行した。

（問い 4）A と B が共有する土地の上に、A が B の承諾を得て建物を所有していた。A は土地に対する自己の共有持分の上に G のための抵当権を設定し、これが実行されて買受人 C がその持分権を取得した。A は、B・C に対して法定地上権を主張できるか。

（問い 5）A の所有する土地の上に A と B の共有する建物が存在した。A は土地に G のための抵当権を設定し、これが実行されて C が買い受けた。A・B は、C に対して法定地上権を主張できるか。

（問い 6）A と B が共有する土地の上に、A と C の共有する建物が存在した。A が G に対して負う債務の担保のために、A・B 双方の土地持分上に抵当権が設定され、これが実行されて D が買い受けた。A・C は、D に対して法定地上権を主張できるか。A・B が親子だった場合はどうか。

9月号（468号）

（問い1）X銀行はAに対する貸金債権を担保するため、A所有の本件建物に抵当権の設定を受け登記を経由した。Aは本件建物をY会社に賃貸し、Yは合意に基づいて3150万円の保証金をAに預託したが、その後、保証金を330万円とする新契約を締結し、残りの保証金の返還については月30万円の賃料と相殺することが合意された。他方、Xは、Aが貸金返還債務の履行をしないため、抵当権に基づく物上代位権の行使として、本件賃料債権のうち差押命令送達時以降支払期にあるものから900万円に満つるまでのものについて差押命令を取得し、同命令はAおよびYへ送達された。Xからの賃料請求に対するYの相殺の抗弁は認められるか。

（問い2）X銀行はAに対する貸金債権を担保するため、A所有の本件建物に抵当権の設定を受け登記を経由した。Aは本件建物をY会社に賃貸したが、この賃貸借契約においては、敷金は1000万円とし、その20%に相当する金額を契約終了金としてAが取得し、賃貸借契約が終了し、Yが本件建物を明け渡した後、6か月以内に、AがYに契約終了金および未払賃料を控除した残額を返還する旨の約定がされ、敷金が預託された。他方、Xは、Aが貸金返還債務の履行をしないため、抵当権に基づく物上代位権の行使として、AがYに対して有する賃料債権のうち差押命令送達時以降支払期にあるものから4億円に満つるまでのものについて差押命令を取得し、同命令はAおよびYへ送達された。ところが、この賃貸借契約については、差押えの少し前にYから解約申入れがされており、差押え後、解約期限日限りでYは本件建物から退去した。Yは、Xからの未払賃料の請求に対して、賃料債務は敷金が充当されて消滅したと主張している。認められるか。

8月号（467号）

BはAから借金をする際に、保証人を立てるように要求されたので、Cに委託して保証人になってもらったが、弁済期から10年が経過し、主債務と保証債務の消滅時効期間が経過してしまった。この場合において、次の問いに答えなさい。

（問い1）CはAからの請求に対してどのような反論を行うことができるか。

（問い2）Cが保証債務の履行として、借金の全額を支払った場合、A・B・Cの関係はどうか。Cによる保証債務の履行の前に、Bによる主債務の消滅時効の援用があった場合となかった場合に分けて検討しなさい。

（問い3）Bが借金の半額を支払ったときは、BおよびCの立場はどうか。



7 月号（466 号）

A の所有する甲土地を，子の B および C が相続した。（問い 1）から（問い 3）については A は遺言を残さずに死亡したものとする。遺留分については考えなくてよい。

（問い 1）C は，遺産分割協議書を偽造して，甲土地について単独相続した旨の登記をなし，X に売却して移転登記してしまった。B は，登記なくして自己の持分を X に主張しうるか。また，X が甲土地の上に建物を建ててしまっている場合に，B が X に対してなしうる法的主張について検討せよ。

（問い 2）遺産分割協議により甲土地は B の単独所有となったが，その登記がなされないうちに，C の債権者 Y が，C を代位して C の持分登記をし，それを差押えた場合，B は Y に対して登記なくして甲土地が自己の単独所有であることを主張できるか。

（問い 3）C が相続を放棄した後，B 単独所有名義の登記がなされる前に，C の債権者 Z が，C を代位して C の持分登記をし，それを差押えた場合，B は Z に対して登記なくして甲土地が自己の単独所有であることを主張できるか。

（問い 4）D は A から甲土地の遺贈を受けたが，遺贈に基づく移転登記がなされる前に，B が相続を原因とする移転登記を得て（C は相続を放棄したものとする），甲土地を W に売却し，移転登記を行った。D は，登記なくして遺贈による甲土地の取得を W に主張できるか。遺言執行者が指定されている場合はどうか。

6月号（465号）

（問い1）AはB酒店から、Bがその倉庫に保管中の特定年度の特定銘柄のワイン50本のうち20本を、1週間後にAがBの店に取りに行く約束で購入した。このワインは大変人気があり、B自らが醸造主のもとへ行き、親しくなり、格安で買い求めたものを、Aにも市場価格よりはるかに安い価格で売却したものであった。なお、醸造主のもとにはすでに在庫はなく、仮に同じワインを市場で買う場合には海外渡航費等契約代金をはるかに超えた高額の調達コストがかかる。1週間後、引渡しの直前に大地震が起き、倉庫内のワインはすべて割れてしまった。Aは、Bに対して、ワインを他から調達して引き渡すよう、請求できるか。

（問い2）AはB酒店から、特定年度の特定銘柄のワイン20本を、1週間後にAがBの店に取りに行く約束で購入した。1週間後、Bは、仕入れたワインを取り分けて梱包し、Aに、すでに準備ができていたので、約束通り引き取りに来るように電話で連絡した。しかし、Aは代金の手当てができなかったため、その日に取りに行かなかった。その後も何度か、BはAに連絡したが、Aが引き取りに来ることはなかった。しばらくして、店の倉庫がいっぱいになったので、Bは、やむをえずそれらのワインを自家消費用のワインとともに自宅で保管していたが、数日後、大地震が発生し、それらのワインは自家消費用ともどもすべて割れてしまった。なお、倉庫内のワインは無事だった。この場合における、AB間の法律関係について論じなさい。

5 月号（464 号）

Aは、事業資金調達のため、自己所有の甲土地を担保に入れてCから融資を受けようと考え、息子Bにこれを委託し、甲土地の登記済証や印鑑登録証明書とともに、委任事項欄が白地の白紙委任状をBに渡した。ところがBは、この白紙委任状に勝手に「甲土地の処分に関する一切の事項」と書き込み、Aを代理して、以上の事情を知らないCに甲土地を3000万円で売却し、代金の一部として受け取った1000万円を着服した。なお、Cは、売買契約の際に、Aに対して、Bに甲土地の処分に関する代理権を与えたかどうかを確認することは行っていない。また、Cは、Bによる着服の意図は知らなかったものとする。

（問い1）Cは、Aに対して、残代金の支払と引換えに、甲土地の所有権移転登記手続きに協力するよう請求できるか。

（問い2）Cは、Bに対して、どのような法的主張をすることができるか。

（問い3）Cが請求をしないでいる間にAが死亡した。Aには、子BとDがいたが、Dは相続を放棄した。この場合に、Cは、Bに対して、どのような法的主張をすることができるか。Dが相続を放棄しなかった場合には、どうか。

4 月号（463 号）

A は、甲建物を新築したが、登記をしないでいるうちに、役所の誤りによって、A の夫 B 名義で固定資産課税台帳に登録され、そのため固定資産税も B 名義で課税されていたが、A はこれをそのまま支払い、固定資産課税台帳への登録を事後的に承認していた。それから 10 年を経て、AB 間の関係が悪化し、かねてより多額の借金をしていた B は、固定資産課税台帳登録事項証明書などを用いて、A の知らないうちに、B 名義の所有権保存登記をした上、事情を知らない C に甲建物を売却し、代金受領の上、引き渡した（移転登記は未了）。この事実を知った A は、B と離婚し、法的対応を検討していたが、上記の事情を知る D から「ある程度安くしてくれるのであれば購入してもよい」という申出があったため、甲建物を D に売却し、代金を受領した。甲建物の登記名義はいまだ B のもとにとどまっている。

（問い 1）D は C に対して甲建物の引渡しを求めることができるか。

（問い 2）甲建物が、第三者 E の放火によって滅失した場合の法律関係について答えなさい。